

第 4812 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ アルバイト等に給与を支給する場合

Q：アルバイトやフリーター(アルバイト等)に対して給与を支給する場合、控除する源泉徴収額は、どのように求めたいですか？

A：雇用期間が2ヶ月以内の場合は日額表丙欄、それ以外は月額表を使って源泉徴収額を求めます。

【解説】

アルバイト等に対する雇用形態はさまざまもわかりませんが、所得税の源泉徴収について特別な取扱いはありません。正社員に対する給与の源泉徴収と同じです。

支給する賃金の支給形態が月給払いなら月額表を、日払いなら日額表を適用し、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があるときは甲欄を、提出がないときは乙欄を適用して源泉徴収することになります。

具体的には、次のとおりです。

①月額表を適用する場合

- ・通常の月給
- ・日給月給
- ・10日ごとや半月ごとに支払う給与

②日額表を適用する場合

- ・通常の日給
- ・週給
- ・2日ごと、5日ごとなどのように支払う給与
- ・中途入社又は中途退社した月給者に日割計算で支払う給与

なお、雇用期間が2ヶ月以内と定められている人に対して、日給又は時間給を支給する場合には、日額表の丙欄適用も認められます。

